

令和2年6月25日

託送供給約款以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から、昭島ガス株式会社（法人番号 8012801001829）、西武ガス株式会社（法人番号 8030001089452）、日高都市ガス株式会社（法人番号 7030001089817）、武蔵野瓦斯株式会社（法人番号 5030001026664）、松本ガス株式会社（法人番号 8100001014056）、本庄ガス株式会社（法人番号 2030001060385）、東金市（法人番号 7000020122131）、秦野瓦斯株式会社（法人番号 7021001022743）、東海ガス株式会社（法人番号 6080001015050）、静岡ガス株式会社（法人番号 4080001002686）、大東ガス株式会社（法人番号 3030001056382）、鷺宮ガス株式会社（法人番号 6030001031267）及び大網白里市（法人番号 8000020122394）による託送供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙の通り関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20200625 関 東 第 15 号
令 和 2 年 6 月 2 5 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款以外の供給条件の認可について (回答)

令和2年6月25日付け20200624 関東第63号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。